

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学業務方法書

(目的)

第 1 条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項及び山陽小野田市が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成 28 年山陽小野田市規則第〇〇号）第 2 条に規定する事項を定め、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第 2 条 法人は、法第 26 条第 1 項の規定により中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

(業務の委託)

第 3 条 法人は、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができると認められ、かつ、委託することによりすぐれた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第 4 条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

(競争入札その他契約に関する基本事項)

第 5 条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、一般競争入札に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他規定で定める場合は、指名競争入札に付し、又は随意契約によることができるものとする。

(その他)

第 6 条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必

要な事項は、別に定める。

附 則

この業務方法書は、山陽小野田市長の認可があった日から施行し、平成28年4月1日から適用する。